

問Ⅺ－２－①（代表者の変更）

公益法人の代表理事が複数名いる法人で、そのうちの１名が変更した場合には、どのような対応が必要でしょうか（変更届出は必要ですか）。

答

- 1 公益法人認定法第7条第1項第1号における法人の「代表者」とは、法人を代表して同法に基づく手続を行う者を意味しています。代表理事が2人以上いる場合には、そのうちの1人のみを「代表者」とすることも可能ですし、複数人を「代表者」とすることも可能です。
- 2 変更となる代表理事が、公益法人認定法上の「代表者」として公益認定申請書（同法第7条）に記載されている場合には、代表者の氏名の変更の届出（同法第13条第1項第1号）の対象となります。
- 3 また、理事（代表者を除く。）の変更があつたときにも、変更届出（同法第13条第1項第4号及び同法施行規則第11条第2項第1号）が必要であり、変更となる代表理事が公益法人認定法上の「代表者」ではない場合であっても、当該代表理事の変更が理事の変更を伴う場合には、理事の氏名の変更の届出の対象となります。

（注）公益法人認定法上の「代表者」ではない代表理事が、他の理事（代表者を除く。）と交代する場合などで、代表者以外の代表理事の変更が行われても、理事会の構成員に変更がないときには、代表者の氏名の変更の届出も理事の氏名の変更の届出も必要ではありません。

（参照条文）

公益法人認定法

（公益認定の申請）

第7条 公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出してしなければならない。

一 名称及び代表者の氏名

二～四 略

（変更の届出）

第13条 公益法人は、次に掲げる変更（合併に伴うものを除く。）があつたときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。

一 名称又は代表者の氏名の変更

二～三 略

四 前3号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項の変更

- 2 行政庁は、前項第1号に掲げる変更について同項の規定による届出があつたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

公益法人認定法施行規則

(変更の届出)

第11条 略

2 法第13条第1項第4号の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 理事等(代表者を除く。)又は会計監査人の氏名若しくは名称

二～三 略